

<b>① 件名</b>
新市まちづくり計画（新市建設計画）の変更について
<b>② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）</b>
<p><b>【背景】</b> 新市まちづくり計画は、合併後の新市を建設していくための基本方針等を策定するもので、この計画を実現することにより新市の速やかな一体化を促進し、住民福祉の向上と新市全体の均衡ある発展を図るため策定されたものである。</p> <p>当初平成17年度から平成27年度までの11年間の計画として策定したが、平成23年3月の東日本大震災の発生を受け、同年8月に震災の被害を受けた合併市町村の実情に鑑み、当該市町村が旧合併特例法第11条の2第1項の規定により起こすことができる地方債の発行期限を5年間延長する法律が制定・施行された。</p> <p>さらに、平成24年6月には、被災した合併市町村以外においても合併特例債の発行期限を5年間延長する法改正が行われ、被災自治体である本市においては、合併特例債の発行期限が10年間延長されることとなった。</p>
<p><b>【目的】</b> 現行の新市まちづくり計画の事業が、東日本大震災に伴い復旧・復興事業を優先として、未実施であることを踏まえ、復興を含めたまちづくりを行うことと併せ、計画期間の延長等に係る変更を行い、平成37年度まで合併特例債を活用できる環境を整えるもの。</p>
<b>③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性</b>
<p><b>【根拠法令】</b> 市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号） 東日本大震災に伴う合併市町村に係る地方債の特例に関する法律（平成23年法律第102号）</p> <p><b>【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・無〕 又は 〔個別計画との整合性〕】</b> 石巻市総合計画基本計画 「石巻市総合計画」において合併における協議と合意の下に策定された「新市まちづくり計画」を包含する計画と明記</p>
<b>④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>平成16年10月 新市まちづくり計画策定</li><li>平成23年8月 東日本大震災に伴う合併市町村に係る地方債の特例に関する法律制定 (平成24年6月一部改訂)</li><li>平成27年10月14日から11月4日 各地域まちづくり委員会において計画変更の背景、目的等について説明し、意見等を聴取</li><li>平成27年10月29日より宮城県との事前協議を開始</li><li>平成27年11月30日に同計画の県事業に係る修正内容を受理</li><li>平成27年12月8日に宮城県より事前協議終了の連絡</li></ul>

<p><b>⑤ 主な内容</b></p>												
<p>この計画によって新市まちづくりの詳細かつ具体的な内容については、新市においてこの計画を包含して策定することとなる総合計画等に委ねることとしていること及び「東日本大震災に伴う合併市町村に係る地方債の特例に関する法律」制定の趣旨の基づき、以下の内容を変更する。</p> <p>変更内容</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 現計画期間（平成 17 年度～平成 27 年度）を 10 年延長し、平成 37 年度までとする。</li> <li>(2) それに対応する財政計画（平成 28 年度から平成 37 年度分）の追加</li> <li>(3) 新たに合併特例債の活用が可能となる公共施設の除却に関する記述の追加</li> <li>(4) その他、文言修正等所要の整理</li> </ol>												
<p><b>⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）</b></p>												
<p>影響・効果</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 復旧・復興事業最優先により、未実施事業の取組みが可能となる。</li> <li>2 合併特例債（充当率 95%：交付税 70%参入）が活用できる。</li> </ol> <p>（参考）合併特例債の活用状況</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">合併特例債起債可能額</td> <td style="text-align: right;">5,381,500 万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;"></td> <td style="text-align: right;">（建設事業分 5,001,500 万円、基金造成分 380,000 万円）</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">合併特例債充当額</td> <td style="text-align: right;">3,880,700 万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;"></td> <td style="text-align: right;">（建設事業分 3,500,700 万円、基金造成分 380,000 万円）</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">発行済額</td> <td style="text-align: right;">1,057,770 万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">充当残額</td> <td style="text-align: right;">2,822,930 万円</td> </tr> </table>	合併特例債起債可能額	5,381,500 万円		（建設事業分 5,001,500 万円、基金造成分 380,000 万円）	合併特例債充当額	3,880,700 万円		（建設事業分 3,500,700 万円、基金造成分 380,000 万円）	発行済額	1,057,770 万円	充当残額	2,822,930 万円
合併特例債起債可能額	5,381,500 万円											
	（建設事業分 5,001,500 万円、基金造成分 380,000 万円）											
合併特例債充当額	3,880,700 万円											
	（建設事業分 3,500,700 万円、基金造成分 380,000 万円）											
発行済額	1,057,770 万円											
充当残額	2,822,930 万円											
<p><b>⑦ 他の自治体の政策との比較検討</b></p>												
<p>変更済：加美町(H25.10)、美里町(H26.3)、登米市（H27.3）、南三陸町(27.3)</p> <p>※ 栗原市、東松島市、大崎市及び気仙沼市（平成 27 年 12 月以降の議会に提案予定）</p>												
<p><b>⑧ 今後の予定及び施行予定年月日</b></p>												
<p>平成 27 年 12 月下旬；宮城県との協議（本協議）</p> <p>平成 28 年 1 月下旬；県からの承認通知</p> <p style="padding-left: 40px;">；地域まちづくり委員会へ説明</p> <p style="padding-left: 20px;">2 月 ；平成 28 年第 1 回定例会</p> <p style="padding-left: 20px;">3 月下旬；総務省及び県へ計画書を送付</p>												
<p><b>⑨ その他</b></p>												
<p> </p>												

